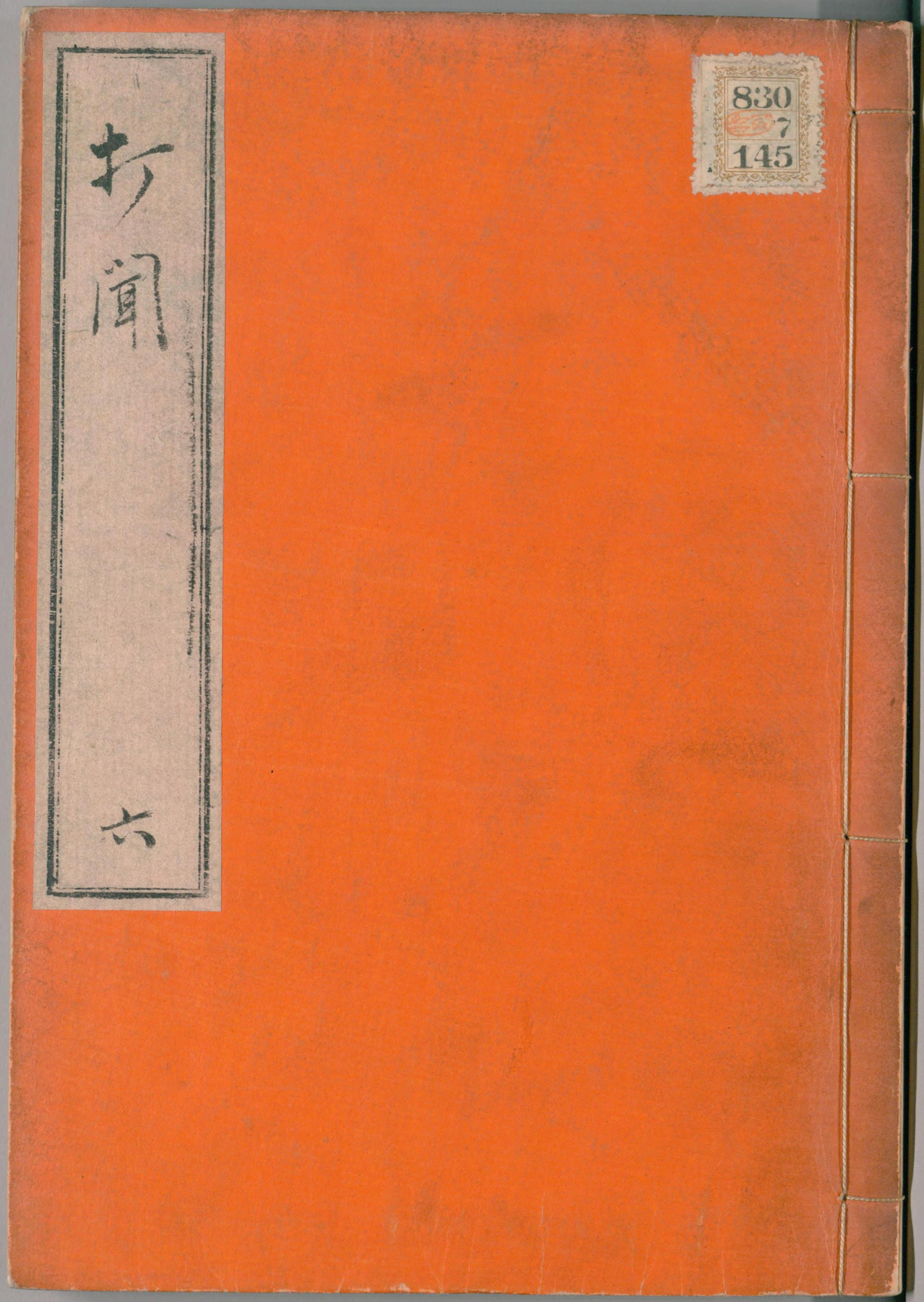

830
7
145

国立国会図書館　タイトル『打聞 7巻』 請求記号 830-145

ガラス使用

打聞

国立国会図書館　タイトル『打聞 7巻』 請求記号 830-145

ガラス使用

大正
7. 5. 16
購求

国立国会図書館　タイトル『打聞 7巻』 請求記号 830-145

ガラス使用

以下皆用ゐる門流と稱あるものは何よりも
清也まゝ此と稱ゐあるものとみも

流流と船奇

流流と華夫は鎌ゆの邪の流ゆる事は何れも
此ゝあるものを此ゝ流まれてよく邪は似通ひ
たるを流流錄也志略ゝ流流をもたる
風しき年も船ゝ時雇屋ゝ医師ゝ鮫島
雲嶋ゆるを流ゆる流して流まれて書ゐる

流人ゝ船奇を聞しとてある医子は何也
余まゝ再聞きゆる邪流とかしもゆるゝ
好事ゝ志ゝ為ゝ錄し事ゐる

旅ノ装イ観音堂（カンノン）千手（テ）観音卧拝（マシオガ）テコガ子
酌取
ミヤクトテ立別ル

七里濱マデ親子兄弟（キヨテイ）ツレテワカリル旅衣（ルモ）伸テ
トノヽノ露十ミタ

船ノ纜トクノヽト舟子イサンテ マホヒケハ

風ヤマトモニ午マ未シロ
ハヤシ
シツリ〳〵ヨメノ〳〵城ノ鳥ヲ雪ヲナガメテ。カオ〳〵
以上三関ハ故也也出帆ノ時の淫とて
道ノ島ニアトニ見テ七島ト十カモ灘ヨクテ。
彼所アリニ見エルハ御海門冨士ニ見マガフ櫻島。
山川ニ一夜ハヤ魔島ニ着ニケリ。
此一首ハ本ノ心ヨリ魔島少ニ見ましてハ淫
とて

貞觀政要譯本考
本邦貞觀政要を加常とることゝ
文政癸未南紀新刻貞觀政要十巻山本惟孝
序云上畧鎌倉氏之為覇猶仍舊貫開之講筵
夫人平氏婦而臨政亦請菅原為長譯之事
見於前記下畧とあり是二位政子為長卿ニこゝて
貞觀政要を譯せしめしことを考ふ東鑑
第十九建暦元年七月四日癸丑將軍實朝家令讀合
貞觀政要給十一月廿日戊辰將軍家貞觀政要
談議今日被終其篇去七月四日被始之同四十巻

建長二年五月廿七日壬辰相州令淨眞書寫貞
觀政要一部今日被進將軍（頼嗣）家云ことあるまてゆ
政子の貞觀政要をよみましことを載せ臥雲日件
錄云寛正四年五月七日清三位來尋因曰數日前
就管領宅讀貞觀政要先代時頼朝夫人二位尼
行天下政爲長卿爲二位以倭字記貞觀政要付
之以此爲法式故先代時毎時公道也云々又宗五
大草紙（伊勢下総守貞頼入道宗五代）古人の申ける事の如く云（上畧）猶舍
古大将軍朔卿の北方二位殿（政子）とはしは北條四郎時政

の女まで二代の將軍の母なり大將薨去の後は一向
猶舍を管領し給ひいうしく成敗あるしなり
貞觀政要といふ書十餘卷と菅家の爲長の々
といひし人は和字にかゝ學て互下の政の事にもと
し給ひしなり（下畧）其和字本といふは方今存在
する正保整版假名貞觀政要なる爲しとおもふる
其辨義普通の摺本とおもふ是にて卷首に
呉競の上表と譯載せ競う上表諸本ともに是の
せに從三位勘解由長官菅原長親卿家に傳ふる

古本とは親寫する本の本猶ほ之を載せ建保
嘉祿貞應安貞嘉禎仁治弘長永仁ホの政治
あり正保の譯本競可喜とのせる上神義右衛
来の高本に符合せれば爲長卿政子の爲ホ
譯せしといふ本は即ち此なる歟 明月記に
建暦三年七月三日午時參院爲長卿來頭辭
讀貞觀政要此間出御云々同十一日午時參院爲長卿
云貞觀政要聞食事今月可終日毎日午時計一
時候御前讀之清範依御合事出之或一文或一

断是又委加点云々日工集に應安又年二月十日
府君氏滿入保壽而燒香余獻貞觀政要乃云唐太宗
治天下皆收在此書幕下治天下亦宜準此書
府君領之同七年十月廿四日府君入保壽余説毎
毎命儒令講孝経并貞觀政要等是乃國家
政道助也云々自今以後宜召粟田口儒人令講孝
経政要等庶幾國家安寧尊徳日新也府君
領之といへり此源譯本考の用ではあらされと
鐘念公方の講題のことなりこうなれば并て

[illegible]

源五郎鮒之事

近江國琵琶湖大鮒を出し出俗ちれを
源五郎鮒といふ事 按ふ事をしらしめ
其様又久し 此所本朝無題詩集を讀し
不秋日江州館下即事中原廣俊排律詩云
山羞滋味仙厨菓土貢嘉珍水市魚自注云
州民獻江鮒故云とあり是を源五郎鮒の
出典といふ事し 又延喜式を考へるに諸國
例貢御贄源下云 近江國郁子氷魚鮒鱒

阿米魚とあるは江州鮒の名産なるべしと
いとなし予浪華市尹なりし時采邑
琵琶湖の行なるなれば年にかの鮒を得て
味へる形尋常の鮒と異なりて黒鯛より
似たり大なるに至ては一尺五寸より二尺に
およへり四時の内晩秋味最佳なり色を
和蒸鮒と唱へて鱗間に和色を帯水上
に浮ひ集る時は和蒸の散さらへるなりし
よりて此称あるといふ

寒夜御衣を脱給ふ

延喜帝臨御日久しく天下の蒼生を哀
愍し給ひ玄冬のさゆる夜は親御衣を
脱し民間の凍餒を省給ふ此事大境
平永勅諸續古事談にあり西一條帝御
此事あり帝慈仁を御心と所し常り
民庶を憫寒夜にわたると御衣を脱して
おりしけるを上東門院あやしこて空にも給け
ましも方今寒天四方人民堪さる者あるに

吾猶衣を重襲をんやと仰られけるとなん
古事談猶古事談ホニ云ハ載又高倉帝
の御時夜女子巷に哭するあり帝をとし
めし人をして尋ねしらるに盗ありて多人の
朋友を奪去ることをもて泣と帝嘆てのたまふ
いく堯之民以堯心為心故に人民ことに至し
いまかゝる苦軌となれ何ゆゑ能なりと仰られて
御衣を揚り里家に送かへさしめ給ふとそこ
平家物語盛衰記ホにまたの此事人口り

膾炙ことゝいへとも醍醐帝を一條帝の事
と云ハ或は高倉帝と堀川帝の事と
なりて混淆するゆへ今古事を参考してこゝに
ゐるに又海外にもおなじことあり皇朝類苑
第一云王全斌伐蜀正歳是時大寒大祖
著帽絮被裘御武殿氈帳曰此中寒尚
不能禦況伐將士乎即脱所服裘帽遣使
持賜云々

雪中芭蕉之事

雪裏芭蕉の圖畫家常にこれを忘りけるも
附合にあるべしあるとまたして葉凋殘をもしく
雪中いうて緑葉あるべしとしるしともいと王維
の畫によりて本邦にても忘りける物にて
特覺察雜記筆談とりて云王維畫入神不
拘四時如雪中芭蕉故惠洪云雪裏芭蕉失寒
暑皆以芭蕉能雪中物嶺外必曲江冬大雪
芭蕉自若紅蕉方開花知前輩雖畫史亦不

苟洪作詩時未到嶺外存中亦未知也
といへりまたしにより化し向陽の暖地ならば
冬と種て雪中にも凋雨さる芭蕉も
あるとしるべし

聖人に夢所といふ事

諺に聖人に夢所といふこと人事より
こゝのはて謡曲清經のうちにも聖人に
夢所し誰あつてか法をしるとあるとしも
おくよりいひなるのしたる事とはしるべしと

それ諸の出典をて詳にきたれ莊子内篇太宗
第六云言之眞人其寢不夢其覺無憂
とまへる淮南子俶眞訓夫聖人用心杖性依
神相技而得終始是故其寐不瘳其覺不
憂といへる諸ちまてれ語ふよりまて出たる
なるへし又潘岳文既遇目兮無兆胃寤寐
兮弗夢とも見えたり

水戸宰相殿歴代弘賢御言和歌

水戸宰相齊昭卿ハ賢明の御ましまへ
なりけれ家督のこりいまて御國をしねん一家御國
あるまで國政をも御法をしれ事むしきおりやまとり
ねさ給ひたし天保四年二月常陽水戸府へ
おもむこうるたまひたしめてれたと御見えん西年の道
橋なと時ふ不法理加へんと御ましまへ此家御
國をしまは左右の御ことも迎視あるまで萬指揮
ある御見事めなるへし何年もかりし御ふまて走

国立国会図書館　タイトル『打聞 7巻』 請求記号 830-145
ガラス使用

いとはよ紀流のこと紀ニ其の葉ニ燭るぬ云ハ今をしば
うくよみて世ゝあけしとるもんやことはきあたるまへ
まさ此儀とて諫のなよみてまいらせしハ其事
なること明るまはれ是ハ加納あるそ松戸の名ニよせて
諫の上葉まりとの出いらへ優者といひ賢明といひ
いと称ふ明る猶善明是ハ世ゝおよひしまゝ
祝しと事ぬ

大塔宮

太平記巻又大塔宮熊野落の條ニ一乗院乃候人按
ぬ好専六百余騎を率ひて宮乃忍い物ゐふ南都般若
ちへ寄るとよ宮大般若ハ唐櫃乃うちに身を隠し是
能を遁れぬひしことを我もその文ハ来り兵共又
佛殿ニ立帰り前ニ蓋ノ開キタルヲ見サリツルカ覚束
ナシトテ御経ヲ皆打移シテ見ケルカカラカラト打笑テ
大般若ノ櫃ノ中ヲ能ヽ捜ヒタレハ大塔ノ宮ハイラセ給ハ
テ大唐ノ玄奘三蔵コソオハシケレト戯レケレハ兵皆
一同ニ笑テ門外ヘソ出ニケルトはわこの戯乃云我ふ

にまれる大塔ハ二字ともに音にてだゝとうや唱ふ
屋紀ハ我国にて物の名又は人の名を一字ハ音一
字は訓に也ハ有るはむりしよりの称と呉竟大
塔大唐音同しきをもてたゞかくは左へむる屋ハ
とし打ふとうと唱ハ(なは戯乃云禁たしかに等し
侍られと余ハ友人各務公直或人乃説なりとてかゝ
ゆゑ余は余は源平盛衰記を見しに巻に廉谷酒
宴乃條に上畧酒宴ノ人ニモ少ニ立ケルニ瓶子ヲ直垂
ノ袖ニ懸テ頸ヲソ打折テケル大納言成親卿見之戯呼
事ノ始ニ平氏倒侍リヌト被申タリ面ニ咲壷ノ會也とあ

れ又瓶子平氏唱(同しおをことも左へむれしなれ
に俗といふへし或人の説志たるに屋ハ也
名乗唱様
古人の名字ハ名とも後世につたり也ハ(阿屋まゝ
海ハ古れ阿ハ也 吾師善庵子の云石田三成茂中ハ
文書假字ふみにすれ志けとあれ一ツ内文書 長曽我部
同文書に長曽龍に法皇の同假字ふみにてうそりゆへ
とあれ左の呉國往来に長曽我部とあれて我部の
傍にかめと假字法をもれ三成をみ法れりと唱へ
長曽我部をてうそり屋と唱ふは後世の阿屋法の

なりけん又北畠殿の名を信雄といふなりと覚ゆる人是れと
ことその家人古方勘解由尉のちに河内と称せし名を家雄久と申し
記をみれはひさと唱ふこれは北畠殿の一字を給はりへ
られしなるへき名なれは信雄をのふかつと唱ふへし
又室町宝筐院殿の名義詮をよしのりと覚ゆれは大儀
実の御名字護良をもりよしと唱ふるか従ひなりと自然
ちかきの人名考ふに見えたれは詳なるは彼書に就てみる
へし

服部南郭

南郭往子遷は平安の産なりしとも其地は東国に越中高岡

なりとそ余か友人高岡の医生上野元義乃語に云ふに傳
ふるは寛永の頃服部若狭と称し家業を以医
なりと元義か余にかたりしく学古免に至りしてゐ
時々芝東相服部南郭の家も日々みに服部氏乃
家の本家の面しつるさゐよれは傳へ来る墓誌にもゐ
此ころ又南郭文集第四編の奥に載せたる高山右侍従
源朝臣順公の南郭墓誌銘をみるに其先尾州七黨之
一曾祖父某徙越中高嶋父諱元矩者又移京師とこれあり
その説の実なりをしるへし三英隆平閑散餘録先
哲叢談後ふの出る南郭の事蹟を載せしかとこれといふ

をらしぬるかにこゝに我も諸銘に高僧とつゞくへ
高岡は誤れるへし

村尾元融謹述

朱行墨菊し事

朱行東坡をん楮槧ともなしてと人もまれも知
事れもとなく楮墨のまゝにしてまゝにして
真の朱行あることをさらに墨菊は楮の墨を
畫けるごとくのもおもへるに清人標下老人筆記
因樹屋書影と清しに朱行墨菊余初亦但
求之楮頴間後親見朱行於延平山中數頃琅
玕丹如火齊又類典中載漢時永壽里出墨菊
其色如墨古用其汁為書乃知世原有此特未之

見耳各賦二詩紀之高情直與晩楓隣偓舞
安知醉有辰舊族傳為絳縣老孫枝近作
赤城人瀟湘淚盡終餘血淇澳花繁不是春
曾在龍門柯畔立支離更見爨中身一亂
擗桃花映容酡斜批鶴頂間青蘿翻新競比
紅兒曲截笛留吹赤帝歌酒醞宜城光未定
冠裁薛縣色全訛遙看岩下爛斒處或是
秋深柏葉多右朱竹寂影糢糊陶令門元霜冉
冉借秋痕雨中送酒衣偏白霧裏看花眼倍昏

永壽寒尋蒼玉亂南陽晩映碧潭渾就荒
三徑歸來後只覺長松獨自存一把得寒〻英
色未倫夕餐只認鞠通身籬邊月落情無
奈霜裏燈搖影倍新不識黃金真燦艷獨
憐青女自橫陳瀟瀟一夜重陽雨元對羲
皇以上人右墨菊又墨竹黃竹もあるりや
茅亭客話云有綠竹葉細而青莖瘦紫亦
譜之墨竹とあるも又白居易詩厭綠裁黃竹
嫌紅種白蓮といへるもいふ小技華しく

好事の一助と相見

鳥居強右衛門忠死事

天正三年己亥四月十四日信昌與衆議曰今
戰士不乏甲仗失丸未告匱所欠糧食已倘旬
日之外救援不至我當自救以出五民孰能為
我通聲聞於都城者衆相目未言鳥居勝高
強右衛門強讀為寸年請往信昌大悅勝高曰敵圍甚密濟否
未可知幸而得達舉燧前山以為信矣自度不
免留絶命詞夜縋而出前山火起城中驩呼十

五日勝高騁見　大君大君曰織田氏既帥師
而發我亦處分已定將以明日出女勞矣且留而
從師辭曰城中待穀如年乃乘夜馳還勤
號踰竹盾甲人物色禽以獻為甲侯命解縛
引以厚賞使反其辭諾之使壯士十餘人夾以
搶而往勝高仰城呼曰主公無濃侯混甲十萬
電擊而至殲敵解圍不出三日言未畢搶交
於胸逸史列祖成績強右衛門可評及彼此合
符未共不晉解揚[illegible]晉使解揚如

宋使無降楚曰晉師悉起將至矣鄭人因而
而獻諸楚楚子厚賂之使反其言不許三而許
之登諸樓車使呼宋人而告之遂致其君命楚
子將殺之使與之言曰爾既許不穀而反之何故
非我無信女則弃之速即爾刑對曰云々楚子
舍之以歸 左傳 此事能あらはれ又宋王
鞏ゝ清虛雜著のうち聞見近錄云熙寧
中西賊圍羅匹城甚急賊得吾禁卒語之
曰汝語城中張大吾軍使速降當與汝爵祿卒

敬諾之致卒危梯上下瞰城中卒輒大呼曰
西賊人少糧盡朝夕去矣城中堅守之賊怒
醢之雖古忠烈士無以過也と此事甚似まり
忠烈の士[illegible]境[illegible]國[illegible]世[illegible]
滿とへとも古今一律苛を合ことこのたし
鉈に足ある事
太草ゝ日脇高好 後能登守 予監察史同僚なり
し時語けるは米津少掌 田朝 後田藤氏 年若の時
互に勇悍とん親友なり一夕田朝とともに

近郊に出しに叢中にて一小蛇を捕へ田翔に曰
蛇は荊棘をいて燒と見は必足出ると爲す
燒て試んとて傍に火をたかせ二人まで首
尾を持火に出すてこれをあふるにはあは
音漕出し暫有て腹際の鱗爲より四足
出没を状小爲れ足の如所りしといへ重さ
まても帝ことを疑ふすなし所に宋朱翌
の待覺察雜記を見しに退之云畫蛇著足
無用處爲蛇畫足見戰國策與史記楚世家及

陳軫傳莊子以爲脊腸而行方朔射守宮曰謂之
爲蛇又有足以言蛇無足也按本草蝮蛇陶隱居
注云蛇皆有足燒地令熱以酒沃之置其中足出
酉陽雜俎云蛇以藥柴燒之則有足出余有曲江
老兵捕一蛇燒之四足垂出如鷄足状以此知古人
有未盡窮之事とあるをまてはしめて疑ふ
解ぬようにてあのせ記て考證に備へ

寶司准后風流事

文政四年二月寶司准后関東下向の時

桑名の七里灘渡海のおもひ和ゆふそゆ
青海波を合奏されし曲終てもおもひの
遥なるとて同音に伴る楽の伊勢海を
同音にうなひて若岸あるしとなんむし
よるを桑名の海上にて合奏の事をきたし
又和うら伊勢海うたのれしも殊に優美なる
事れりとこそ人感称しけるとて又江島の
辨才天へ来詣のとき窟のかたのうなるに
海うらうけて自ら琵琶を弾して手向ら

ましとなんそれよるを鎌倉鶴ヶ岡の八幡宮
へも来詣なりしに其社は回録にかゝり
て後面に殿ヶ社あるによるを新宮造營の
事あり前厳楽を奏して手向らせんと為て
そのあるに御しなりしに社人とも此事前厳と奏
しなりしかは社檀の右のうたに殿をたゝめ鶴
ヶ岡は武家の造立れ通りとて武徳楽
一曲を吹きしまゝ楽人になるにて曲をとゝ
め既にかうつけ雖守しけるとて新人は悉

用之あるたとへ里とて其比人多き後
とせり里
此法並同に黄紙を用る事
今世も無て幸行なりて諸罪を論決して
猶筆を公に同時其要を摘て黄紙に記し
下れにして幸得まへと執政建議して是
論ある時は青紙に出し附札にしてうかゝる
なり里唐書馬存亮傳云樞密使無聽事
唯三楹舍藏書而已今堂狀帖黄決事此場

復恭奪宰相權之過也」唐國史補云宰相
判四方之事有堂案處分百司有堂帖不次
押名曰花押黄勅既行下有小異同曰帖黄一曰
押黄又云今之貼黄乃古之引黄唐制詔勅有
更改以紙貼之曰貼黄葉石林曰今劄子皆白紙
揭其要以黄紙別書謂之貼黄失之矣其表章
舉事目見于前封皮者謂之引黄今時即以引
黄為貼黄而近不用黄紙江隣幾襍志曰貼黄
上更加撮白石林燕語又云唐制降勅有所更

改以紙貼之謂之帖黄蓋勅書用黄紙則貼
者亦黄紙也」居易録云故禮部尚書王崇
簡箋記云奏疏揭其要書于後謂之貼黄
外封所書事目月日謂之引黄明崇禎元年
輔臣李文敏公國㩁請章奏倣古貼黄之法
操節要粘元本以進至今因之今按ゟ不出仕
並伺書其要を揭ふ黄紙ゟ用ゟ事唐策
の或ハ同し黄紙のゝ古くはいまゝ有けん
ちゝ此事保の御代律を持ち不研究し給ひ

御撰の書二巻あるを見を御定書と名つく
二年行へわゝち無給ひ於今ちとを法則と
なまと事也黄紙の制も此御時定給ひし
とそ

明主より太閤へ贈りし文

豊臣氏征韓の役明軍兵を出さんため先沈惟敬して
小西摂津守によりて和の事議せしむ慶長元年八
月明使二人朝鮮使二人堺浦に着し九月伏見城に
して太閤に見えしむそのとき僧承兌御前にて明使
の齎しける誥文をよみしにそれがうちに封爾為日本
国王とありけるとて太閤大にいかりて和議つひにやぶ
れ同二年ふたゝび軍おこりぬ 秀吉譜その外諸書に詳なり それのち
又明主より一通の文を送り約を背き朝鮮の地ををか
せしをとゞむ旨の文明軍より加藤主計臣へ通せしと

太閤の御れをまねてつよく以ゆゑひ大事に於ひ作ん
とて升所かのう評に藏しれよ太閤に在終に入容侍
らはとれんそれ京中ハ紀後藩士高田敬藏これを
不持するよし余長崎に生しまゝ同藩乃士中臨廣定
の模写せしをうけそれ文のことを写しぬ可れ言ふ此は
その先朝鮮王李昭乃一族にしてつとし紀人れりしう
文祿の役加藤ゟ事に生捕られ法ひにその長となりか
藤正除ゟ生て又細川家に法ゟ事れ家に出れ又ゑとり
彼家に於て法たるりて世にえ忘る人まれなりと廣定乃
うきり紀善隣國宝記その外征韓の事ゟ事せし事にとゝ侍らに
ゟ事にそれ全文を載
せて聊前史乃闕とれ紀れ事と云ふ松蔭野史ゟ事
す

欽差經理朝鮮軍務都察院右僉都御史楊　咨
爾平秀吉
大明皇帝因朝鮮王代爾請封嘉爾恭順不忍爾
両地之相戕傷
天和用遣使臣渡海
勅封爾秀吉為日本國王爾得據有名號雄長諸
島自宜銜戴

皇恩韜戈脩德以樂爾餘年貽慶爾幼子斯為永
圖胡使甫帰遽敢違制背盟以朝鮮禮文為辭
又復侵占釜山機張之間予今朝鮮赴告
皇帝震怒已速譴使臣更置兵部総督另設經畧
経理與問罪之師於海上爾度爾之力即抗朝
鮮且勝負難必若
天朝視蔑爾日本即爾六十六島中之一島耳況
爾既受王封已為臣屬臣與君抗天理不容神
明且誅之昨年爾國地大動搖此其兆也尚不
安靜祈福而欲日尋于兵乎爾已六十餘歳壽
命幾何子未十齡孤弱何恃聞各島之酋俱覬
爾之隙為復讐報怨之舉爾不銷兵綏衆安妥
人情乃使悍将擁兵于外一旦諸島内変蕭牆
禍起即清正諸将各思為王豈肯久居爾下将
来又豈肯居爾子之下者以理勢論之爾不如
速行罷兵修好朝鮮馮藉
天朝之威靈默消諸島之睥睨其前死乞
朝廷與爾處分者何事可明白
奏来
朝廷量包乾坤視爾與朝鮮皆為臣子必無偏重

国立国会図書館　タイトル『打聞 7巻』 請求記号 830-145
ガラス使用

爾如不自悔禍任爾以数十萬百萬壓朝鮮在
天朝仁恩拯溺義必討逆亦不遠勤天兵但
勅馬歩十萬薄釜山助朝鮮之順福浙水兵十萬
分両道以樓船従南海與爾秀吉見于烏沙盖
且問山城君安在也爾其慎思之

萬暦二十五年五月十六日

出原本文字の大サ或寸或乃竪或人寸横八分或尺
或乃法あるべきよひ年号かれしまゝ朱印あり

元融案するに六の文に昨年爾國地大動揺といふは是
慶長元年壬申七月十二日の頃乃地震をいふなるべし
又その爾已六十餘歳といふまゝ以下数行乃るなれ
いふ本関の爲にあきたりなき東西万里を隔てしかと
我國このころの時勢をはよく云得られしとは奇と
いふべし

朱舶清商の言

漢古の人我国乃地名人名その外事物の名に方言の
海を文字にうたす俗にいふ万葉假字のことしまと

つけ大和國邪馬臺 後漢書東夷傳 姫を卑彌呼 同上 白王を主明
樂美御德 張九齡集勅 日本国王書 名護屋を那古耶 懲惑録 平戸を
飛蘭嶋 三才圖彙 僧侍を石曼子 皇明實記明史 刘綎傳陳璘傳 明智を
阿支智 両朝平壌録 といふ乃類枝葉にいとし海あらに歴代乃
史籍にもこれを載せてみな人乃ゐるところ明史迄時
清商のも傳へ来れるもの又ゐまに數しきる語何れ
ゐに載す

佳真木 かしの木
一日示 いさし 鰯
戛子魚 あつほ 鰹

受百菓 ぶゐうさこ 重箱
便道 魚んとう 弁當
司馬 ふすま 襖
踏々面 たゞみ 疊
油先 ゆせん 湯熨
王道禮 おどり 相之の跳をいふ
相思橋 ふのんさし 長崎思案橋をいふ
九使廟 すい いに諏訪社をいふ

古南山俗語考 薩摩栄翁公著 おすひ譯永必侮 長崎譯皮東海 弟 [illegible]著
ふさ西抄かしして好事の士にしたるべし

村尾元融謹述

球人の論作

世に球人の作とて海の市をなす諸芳あれとなる
人の薩摩へとひきたしに以つれを紛作のものを
と年へしとの其生作に水府公の命により
てとりてなりまるを可しかりけり今まゝ
水府の人のなしてもてあるとひきつゝ
うまゝけてなしとのぬるよ

高仰名山橋遠夫論峯不敵雪之和山巓京

光当寺を鞋去歳四峯頭驛路過
田沢歳貴言顛雪半入繞去甲前山争得
王維和住我写将仙窟妙究還　咏富士二年
天保壬辰季冬在
水府公令下奉呈閣下
中山正住
尚寛

遊女哥子姓哥

日光道中小山乃すくなる上町と此者不乃相屋と此者
旅館りしめし其里とらいなくなくなく支ハめくい風しき
遊女の姿を哥子と此者よりし哥なる里とて此家
人乃りんを以ゆるを此者うさ屋内し支姓の聚乃
とも里紙乃里此内も相当くおとるまいしく覚え
清まもおくさしまし候
あるに人の哥よりそなたこを生の

三宅島

伊豆七島ニ関さ。三宅島といふあり。此ハ毛
罷人を配きつもしに家と名為。扶桑畧記春秋
六年正月。多治比真人三宅麿。坐誣告謀反。正
五位上穂積朝臣元坐事三宅麿配伊豆。元流
佐渡。かまに島乃名も。此人より見よひあり事と
名為。

天保年号

古今年号の重複する事を。和漢を此例するなるべし。
後磐硼大皇御ゝりの東晋元帝の中興さよりて。
[illegible]
[illegible]
出て以前も御ゝかり也。大保と号も小齋の文宣
を此同時後梁も乃風刻しまありゝ。以上もよく
例すあらはしとも。也家ゝ百年此異乎にて。
[illegible]
[illegible]
[illegible]
後磐硼乃ゝ年号此ゝ中興さて御政務之
[illegible]
近峯泡畧と以前言ひ。年号此大の代を紫ゆゑ
宰相乃ゝ古学より出ると以人也。文華をこしとす事
也風まて御毛あるべし。

宮濃

大豆打并福をうち鬼ハそゆゑ

大豆打を追儺乃遺風なる事いふも文まく追儺の本朝にはしまるしハ濫觴抄に慶雲二年乙巳文武十二月始て今年天下疾疫ゝ故也年中行事曰天下有事時不退鬼云々或曰慶雲三年丙午始作土牛大儺と見えたり或人云其事を全く周礼にもとはまた唐礼によられて方相氏侲子なといふものあるとり文徳實録に齊衡元年十二月辛巳武藏國貢長人一枚以伎驅儺とこゝろたるハ方相氏に為さん為まりあるへきそれをいふ民間にもおのゝ志れ追儺を

ことなきやその業なきにしもあらずといふべし又大豆
打事もいつの比より起りけんとまだ詳ならず
塩嚢抄ニ節分ノ夜大豆ヲ打事ハ何ノ因縁ゾ是
更慥ナル本説ヲ不見由来ヲ云人ナシ但或古記ノ中ニ
節分ノ夜大豆ヲ打事ハ宇多天皇ヨリ始レリと云と
此抄に古記といへるはいかなる書にやいと怪きことなり
其ゆゑは寛平の比時にも追儺は猶先蹤あれ
ばことさらにはじめたまふべきことにもあらずかつまた人日七種
乃粥とこの菜膳なとも民家の歳時によりてよく伝清に
さまで猶ひし八宇多天皇の比時よりぞ始まりしなと

祭文
儺式同之

そのもとをおはせしめかくる妄説も起りしなるべし
卧雲日件録に毎室散熬豆因唱鬼外福内四字と
かんかへり 謂れ宗長手記羅山詩集等にも鬼は外福は内といへる事見ゆ 此呪文のことは延喜陰陽
寮式追儺の祭文に今年今月今日今時時上直府
時上直事時下直符時下直事及山川禁氣江河谿
谷二十四君千二百官兵馬九千万人音読已上位置衆諸前
後左右各随其方諦定位可候大宮内尓神祇官宮主
能伊波比奉里敬奉留天地能諸御神等波平久於
太比尓伊麻佐布倍志登申事別氐詔久穢悪伎疫
鬼能所所村村尓蔵里隠布留乎波千里之外四方之堺

東方濟奥西方遠値南方土佐北方佐渡奥里
平知能所乎奈年多知疫鬼之住加登定賜比行賜
氏五色寶物海山能種々味物乎給氏罷賜移賜布
所々方々尓罷往登詔尓使舒心氏滅留里加久良波
大儺公小儺公持五兵氏追走刑殺物曾登聞食登詔
とあるを鬼ハ外福ハうちやいひはらめ事也
其行の事とこそ奉しく為事にはしけれ
[illegible]

刀さしやりの事

そ世刀とさしは横大きさは脇差と常一寸あるひは
二寸ふせしきなとはさしはこと、ゆや海里
なるんれ古代刀といふハ腰刀の事ふくさやあき
ともさすともいふなり安齋隨筆に丈ハそうくし
そ七八寸あるひハ九寸を尺と長きかたりとすかなり
柄まき鮫の革とけそ皮もいとをまきてさるなり
目貫し鍔ひれす鞘扉方り切るし長き下緒
とは小刀かうひとさし是ハ古の武士常に常に
事その世れ人者ゝ脇差とさしはあく云ゝ是もさに

付さ候ゆゑ鞘にかつらなく雀ゐるやうに刻目を
ゆへり鞘雀とも申下緒ゆてさや後まで紀とも後
なにさや海きとも申なりそのとく長くすら
ゐをうとりうて肌りつゐてハ指まし紀なりか
脇さしハまきさしの刀とも書き脇刀とも申しく
用心のたゑに情中り右の脇へ入ふてさし申し
東山殿のときより下緒なく編さしを情中へ
かさめすしてゐらり脇にさし後しなりしへし
古代は太刀かこかといふく刀脇差とよいふ
盛衰記ニ信連ハ太刀心得て打せしなりしは石

金を砂とも左右なく打返るへしとハ思はさりけれ
とも條り強く打程りたひく曲りるを押直し
くたゝふ程に結句鍔のとゝより打にあり今ハ自害
せんと思ふて腰をさうせしとも刀も落くなりけるを
太平記り本間三郎ハ枕に立ちて探るり太刀も
刀を海くにおくに主ハいふく寝いりたり先刀後
おくく腰りさし太刀を持て心のとりさしあてさ
さかれ為し志からは其太刀とうこかり刀を脇差
にかへしなりんさゐらんとは脇差を机にさし刀とも上
一寸にさしてとゝうを刀とも作りしとも無き

ほかに侍らしとおもひ建武年間記そのころの流れのことをかきし落書にも弘化の大かたな太刀より大にしらへて前さうまにも指わらすこそ机につきて指んまを両人をかりに無かたからん伊勢貞宗記に刀さし申常のこゝ袴の前にこゝ見なる紀刀のいはれなるんかさしは脇差と机りつけ刀と一言にさしくらんか貞三君も席上を退の節も脇を一言に大小さし申時は脇差をもたに刀を上一言にさし申といひきき

実方の中将の事

昔一条院の御時実方の中将いかなる所憤りかまゐれ行成の冠をうちおとし座り投げるに行成情なくして主殿司をもしく冠をとるまゝ珍当刀からかいはもして鬢かきにまろひしといふと古語にいくつた姫西行法師撰集抄にむかし殿上のいとも尤しくなんとて東山にかしあるまゝ傍に心なき事ありしくこゝに紀略へりけるに実方中将木のもとにまろ寄て撰物当にまゐりまゐれ

なしくハぬるとも花のかゝに屋とくれとうゝく
そりくはゝ面にされうらぬまして鬱氣しゝり侍る
此事眞にあるなり人々思ひあはれなり又の白
永信の大納言主上よりる面白きゆへ侍りし
と奏せらるゝ所成れと見義人所にて
かゝし者るかゝ者なれ所し所し美方ハなこなり
このこゝろひとなり此ことを美方の中ねれ
竹語ひとく深く悟ことをふくみ語ふとそきく
侍ほとあるまゝ者これらのことゝりやなりけむ

雷の事

或説に雷をかゝらせ降る時ハて急なくして
昇ふり夢あるとさるなり光るより雷り
夢にあるハ忘し先過きへ降ゆへなりひかりて
屋とあるまゝて急にあるハほうれことなしこれ遠
きなりて昇るときハこ急なりくゝなこれハ光る
なり雷こそ中にて光りもし夢をあるまこれ
雲とくそ此事昇降するなるまゝ雲落き
雲へ降るとれをあやまはて落るといふはく
因といふとゝ語にくにあるのろしといふものを
九原坂なりとにて見るに光り雲中にのゝり面く

あるまでなりけるかたり迫きにしかりにくえれも
之ところへと一時にすることし是需とこかされも
遠近のところハこのんならんにハ降所に走り
昇所に奪ある也といふも一此説ならんか

晋書乃事

元禄中御用聿秘松會某　公儀へ亦一史翻刻乃事
并古乃聿翻刻想ふ事ハ諸大名各ニ是非法ニ
買入ようやう　上より命せられしと同意を以
伺ひしに時乃執政松平甲斐守殿かの松會成百をれ
毛方か称ふとこれ左奇特仕里志ゐれとも翻刻思
ふ事ハ我志を傳ふるうへハ諸大名買入命せらるゝ
事称ふは我々屋ろうに只翻刻ハ事乃ミ称ふへ
しと指揮あるしかは松會恨ふとしかるく屋ろて
願聿志たて免て奉りしに所ハとく翻刻御免ありて

一通の徳文を得たる時に甲斐守殿年来の初発明
しる暦板本一史の白晋書へ儒臣荻生惣左遠 茂卿 志村
三左遠 貞幹 して句信州長を施し見れ松會に与へられ
たれを板下となれして上にせしむ現行の晋書これなり
それのち宋書をうち清の記翻刻まで志ることを元来大
記の書にて多くこれ得ら称は松會を識ゆや之し
かわらん南秋書仮下は翻刻の事す年を経て松會なれ
ありしかは終に乃御見徳文をは全部毎の代に
賈柳ひ今は京師の書賈某これを所持せりとれ今し
南秋書仮下と年を逐て翻刻あらは天下後学乃益とのと

は何るまし記に終に二記に至ることにして事屋みぬるに従
遺恨なる事甲斐守殿年は晩年不軌の事あり
れとして世に伝へれと漸後より拔擢をかうぬ見板段まで
よりし人なれは一生事業のうちにも凡庸なるとぬ
事ことを云わかしと善庵子乃語

令尹子文が事

論語公冶長篇に子張問曰令尹子文三仕為令尹無喜色三已之無慍色舊令尹之政必以告新令尹何如子曰忠矣曰仁矣乎曰未知焉得仁といふは乃ちは子文たびく職やめられてもかなしとそのさまをいろに不ふられく令尹の勤向にの得その為ことに必諸役の人に伝へ送らしつゝれん推のありとし諸役の人不知案内にて役所の事しるとあられんそれにて大事なからんことねがひこゝろかけられけし仁者かの仁と云はことよの大徳あるをいふ文子たれとゆるしぬの見ありとも

子文の公れ不やけにして絲毫も私をさしさけまに
その正あるを成る事を持乃オ何ふ事をもちに
一意に上に奉ずるは誠に所難ところをし所を
いふとをて史子忠矣といふのゆひしのゆゑ大の章
をとより同我理とをにたしに侍え二十篇乃中を
知てれたやうれは。夫婦をおれ説なく与のきをしたれまて一通りに
讀ましぬ者れとを法らく考へるに輓近後世在
職の人にはれらの公得れく故役となれは相のきひとり
相知なくしてその役不の勤向公得ず容易にハ新進
の人に之れしに新進の人ハ他役より精しまりを知るより

不知案内のとれは侍まるのんとて音内なるとは海を
猶りて漸にしてもし知て侍へ見れこれを以て
子文にたまらへるハその公乃正邪誠に雲泥乃たゝひ
所ふへし史子をしてこれを呼しめはなるとの忠と
のゆゑへ者彼此合せられハ史子の子文を忠矣と乃
ぬひしは誠に子我不易乃定評といふへしたれ此を
れらにすへて論語中に法きの章を同ハ後にやうに
あれとを我理ハ考えまりれく是へ侍る程伊川先生を
讀之愈久但意味深長とのゆゑ初学乃人聖言の知るべし
とあるをしらよく反案して讀ぬべし」

村尾元融謹述

国立国会図書館　タイトル『打聞 7巻』 請求記号 830-145

ガラス使用

830
7
145

国立国会図書館　タイトル『打聞 7巻』 請求記号 830-145

ガラス使用

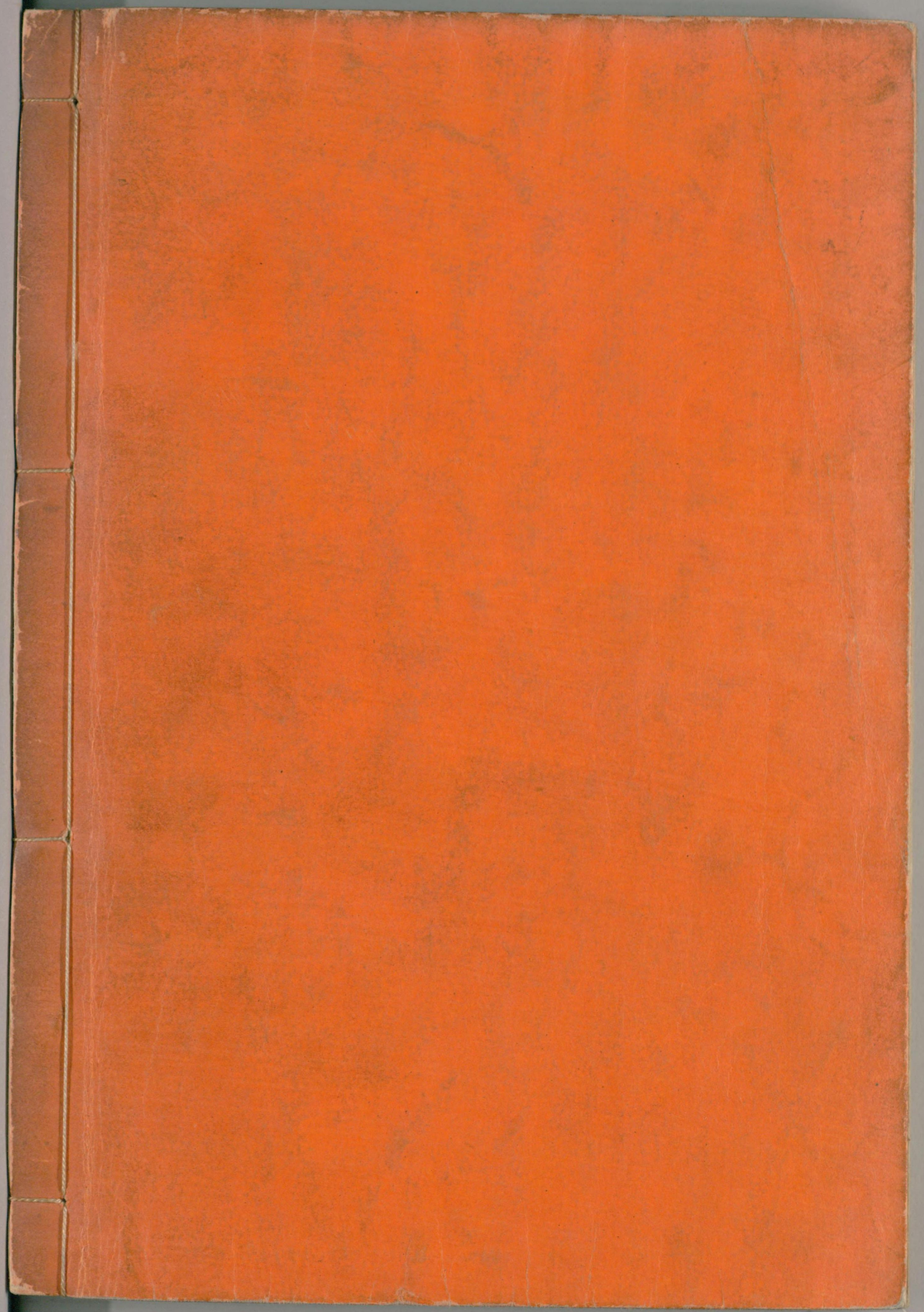

国立国会図書館　　タイトル『打聞 7巻』 請求記号 830-145

ガラス使用